

平成十三年度決算と 十四年度補正予算を審議



市議会九月定例会が、九月十一日から二十四日までの十四日間の会期で開かれました。今回の議会では、平成十三年度の決算や今年度予算の補正のほか、条例の改正などが審議されました。

平成十三年度の決算を認定

平成十三年度決算の審議が行われ、一般会計と各特別会計、水道事業会計の決算が認定されました。

一般会計では、歳入が二百二十億九千七百二十七万円、歳出が二百十三億千三百三十三万円で、平成十四年度への繰越事業のための財源を除いた実質的な黒字額は、七億三千七百四十九万円となりました。

平成十三年度決算についてくわしいことは、広報八月一日＆

十五日合併号の三〇五ページをご覧ください。

法令の改正等に伴い条例を改正

関係法令の改正などに伴い、新津市国民健康保険条例や新津市妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する条例、新津市火災予防条例などの一部が改正されました。

また、大字北上地内の宅地造成が行われた個所について、街区方式による住居表示を実施することが議決されました。

平成十四年度の予算を補正

市町村合併に関する任意合併協議会負担金や、荻川地区の踏切交通安全指導業務委託料、学校給食共同調理場の新設に関する債務負担行為など、一般会計の補正が認められました。

また、各特別会計予算の補正も認められました。

一般会計
一億千二百八十二万円を減

額し、総額二百十九億六千二百七十一万円に。
老人保健特別会計
百三十五万五千円を追加し、総額七十三億四千二百八十八万円に。

下水道事業特別会計
二億三千四百万円を追加し、総額五十三億五千四百万円に（七月専決として認定）。

国民健康保険特別会計
千二百一十二万二千円を追加し、総額五十億二千六百五十八万八千円に。

介護保険特別会計
四千六百一十一万五千円を追加し、総額三十三億七千六百五十五万円に。

請願・発議を審議

請願
（採択）

・有事関連三法案の慎重審議を求める請願
・学費に対する補助制度の改善など私学助成の増額・拡充を求める意見書提出に関する請願
・国民の主食・米の生産を守り、国民に安定供給をはかる米政策の実現を求める請願書
発議
（原案可決）

・日本人ら致問題の早期解決に関する意見書
・学費に対する補助制度の改善

など私学助成の増額・拡充を求める意見書

・国民の主食・米の生産を守り、国民に安定供給をはかる米政策の実現を求める意見書
・有事関連三法案の慎重審議を求める意見書

・地方税源の充実確保に関する意見書

・PFI方式による新設学校給食共同調理場整備事業計画の場所以ついで再考を求める決議（否決）

・住民基本台帳ネットワークの凍結を求める意見書

・新設学校給食共同調理場の建設を新津第一中学校グラウンドにすることを白紙撤回を求める決議

文教経済委員長などを新たに選任

今回の議会では、一部の常任委員会委員長などの選任が行われ、次のとおり決定しました（敬称略）。

- ・文教経済委員長：内藤勇
- ・議会運営副委員長：藤田勇
- ・議会運営委員：桜井久雄
- また、教育委員会委員に川内三郎さん（金沢町3、54歳）を任命することについて、議会の同意が得られました。

水道事業の業務状況をお知らせします

区分	収入	支出
収益的	予算額	15億4733万円
	執行済額	7億6263万円
資本的	予算額	3億8622万円
	執行済額	1374万円

平成十四年度上期（四月～九月）の業務状況をお知らせします。
使用水量は三百九十三万千八百八立方メートルで、前年よりやや少なめとなりました。予算の執行状況は左の表のとおりです。資本的収入は、そのほとんどが年度末に収入されます。資本的支出からは、出水不足を解消改良する工事や古くなった水道管の取替工事などを発注しています。このほかには、満願寺浄水場の施設改良工事を行い、安全な水を安定して供給するための施設整備を進めていく予定です。

11月25日は 女性に対する暴力撤廃国際日

11月12日～25日は、「女性に対する暴力をなくす運動」が実施されます。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

夫やパートナーからの暴力、性犯罪、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為などは、女性の人権を著しく侵害するものです。

また身体的なことばかりでなく、暴言や生活費を渡さないといったことも精神的な暴力にあたります。

◆悩み事に関する相談は…

配偶者暴力相談支援センター（新潟県）	月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分 ☎025-381-1111
女性被害110番（新潟県警察）	月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分 ☎025-281-7890

昨年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。この法律では、暴力によって生命または身体に重大な危害を受けるおそれがある場合に、裁判所への申し立てによって、次のような命令が罰則付きで出されるようになりました。

- ・夫が妻に付きまとったり、住居、勤務先などの付近を徘徊することを禁止する（接見禁止）
- ・夫に2週間家から出ていくよう命じる（退去）

新津の「今」を伝えます

新津市内の各世帯に配布されている『広報にいつ』では、この欄に市内業者などの広告を掲載していますが、インターネット版『広報にいつ(PDFファイル)』では市からのお知らせなどを載せています。

緑の風薫り 笑顔ゆきかう ふれあい文化都市

にいつ 新津

新津市第3次総合開発計画：平成7～16年度

水と緑のまち
明るく元気なまち

快適で安らぎが漂うまち
健やかで優しさが響きあうまち

人が輝き活力のみなぎるまち
豊かな人間味と文化の薫るまち

にぎわいと交流のまち
個性豊かな文化のまち